

かがやけん、かがわけん。

香川県

うどん県
それだけじゃない
香川県

Kagawa Prefectural Government

[本文へ](#)

文字サイズ: 標準

カスタム検索

[組](#)[携帯電話向けページ](#) [サイ](#)[ホーム](#)[子育て・健康
福祉](#)[防災・安全
安心](#)[環境・参画
協働](#)[教育・文化
スポーツ](#)[観光・県産品
移住・交流](#)[しごと・産業](#)[くらし・社会基盤](#)

個人住民税特別徴収Q&A



個人住民税特別徴収Q&A

問1: 特別徴収はしなくてはいけないのですか？

答1:

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法律(地方税法第321条の4及び各市町の条例)により義務付けられています。

問2: どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？

答2:

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払を受けている場合、事業主は原則として特別徴収しなければなりません。

問3: 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

答3:

原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、以下の要件(普A～普F)に該当する場合は、当面、例外的に普通徴収が認められます。

普A 総従業員数が2人以下(普B～普Fの理由に該当するすべての従業員数(他市町村分を含む)を除いた人数。)

普B 他の事業所で特別徴収されている方(乙欄該当者)

普C 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方(年間の給与支払金額が従業員の住所地が高松市の場合965,000円以下、高松市以外の香川県内市町の場合930,000円以下 など)

普D 給与の支払が不定期な方(例:給与の支払が毎月でない)

普E 事業専従者の方(個人事業主のみ対象)

普F 退職又は退職予定(5月末日まで)の方

問4: 従業員が少ないし、事務の負担も増えるので特別徴収したくないのですが？

答4:

従業員が少ないことや、事務が手間だからといった理由で特別徴収を行わないことは認められていません。多くの事業主の皆さまが法令を遵守されて特別徴収を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度「納期の特例」を利用できます。

問5: 従業員の就退職の回数が多く、事務が煩雑になるのですが？

答5:

事業主が特別徴収義務者となることは、法令に定められています。事務が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

問6: 従業員から普通徴収で納めたいと言われるのですが？

答6:

事業主が特別徴収義務者となることは、法令に定められています。従業員の希望に

より普通徴収を選択することはできません。

問7: これまで他の市町から特別徴収について言われたことはないのですが？

答7:

香川県では、市町と県が協同で事業所の規模に応じて段階的に特別徴収の推進を行ってきました。

このたび、法令遵守の徹底及び公平性の確保等の観点から、平成31年度から個人住民税の特別徴収の徹底に取り組むことにしました。

特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられているものですので、ご理解とご協力をお願いします。

問8: 他の都道府県では普通徴収なのに、どうして香川県だけなのですか？

答8:

事業主が特別徴収義務者となることは、法令に定められています。このことは他の都道府県でも同様です。

問9: 特別徴収を拒否したらどうなるのですか？

答9:

地方税法第321条の5の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。

したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり、地方税法第331条に基づく滞納処分を行うこととなります。

また、地方税法第324条第3項の規定により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととされています。

問10: 特別徴収により納税するにはどのような手続きをすれば良いですか？

答10:

毎年1月末までに市町へ提出することとなっている給与支払報告書を作成する際に、特別徴収の区分としてください。

5月中に各市町から事業主(給与支払者)あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付します。特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収する個人住民税額(年税額及び毎月の額)が記載されていますので、毎月の給与から特別徴収税額決定通知書に記載された月割額を給与から差し引き、翌月10日までに金融機関を通じて各市町に納入してください。



現在地: [ホーム](#) > [本庁各課・出先機関等](#) > [税務課](#) > [香川県税のページ](#) > [個人住民税特別徴収制度のご案内](#) > 個人住民税特別徴収Q&A

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

代表電話: 087-831-1111 ([直通電話番号一覧](#)) 開庁時間: 平日 8時30分～17時15分

Copyright Kagawa prefecture. All rights reserved.

